

※公告時から変更された部分について、朱書きで記載している。

令和5年度 和歌山平野農地防災事業
宮ノ前排水機場（調月導水路）その3工事

特 別 仕 様 書

近 畿 農 政 局
和歌山平野農地防災事業所

項 目	内 容	摘要								
第1章 総則	令和5年度 和歌山平野農地防災事業 宮ノ前排水機場（調月導水路）その3工事（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」（URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施する。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。									
第2章 工事内容										
1 目的	本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、宮ノ前排水機場に係る調月導水路に接続する吸込水槽等の新設を行うものである。									
2 工事場所	和歌山県紀の川市桃山町調月地内									
3 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 排水設備工 <table><tr><td>吸込水槽工</td><td>1箇所</td></tr><tr><td>地盤改良</td><td>1式</td></tr><tr><td>管水路工</td><td>1式</td></tr><tr><td>水路延長</td><td>L=25.2m</td></tr></table> (強化プラスチック複合管φ600) 施工始点 測点No. 9+16.000 施工終点 測点No. 11+1.181 管理用道路工 管理用道路 L=6.6m 開水路工 1式 水路延長 L=21.7m	吸込水槽工	1箇所	地盤改良	1式	管水路工	1式	水路延長	L=25.2m	
吸込水槽工	1箇所									
地盤改良	1式									
管水路工	1式									
水路延長	L=25.2m									
4 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。									
5 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和5年10月12日から令和6年3月14日まで （余裕期間：契約締結の日から令和5年10月11日まで） ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事实績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。									

項 目	内 容	摘要									
第3章 施工条件											
1 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日として、雨天・休日等13日（月平均）を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。										
2 寒中コンクリート	1) 本工事におけるコンクリート工事で冬期期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。 2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和6年2月9日から令和6年2月10日である。 なお、受注者の都合による工事工程の変更により生じる数量の増減は、契約変更の対象としない。 3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。										
3 工事を施工しない日	原則、土曜日、日曜日、大型連休及び年末年始休暇とする。ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。										
4 工事を施工しない時間帯	原則、平日の午後5時30分から午前8時までとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。										
第4章 現場条件											
1 土質	本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。										
2 関連工事	本工事に関連する工事として、次に示す工事が予定されているので、監督職員を通じ、関連工事の責任者と十分連絡・協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 名</th><th>工 期</th><th>調整事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度 和歌山平野農地防災事業 宮ノ前排水機場（調月導水路）その1 工事</td><td>R5. 8. 17～R6. 3. 13</td><td>現場への進入、工事用地等</td></tr> <tr> <td>令和5年度 和歌山平野農地防災事業 宮ノ前排水機場（調月導水路）ポンプ 設備設置工事（仮称）</td><td>R5年10月下旬～ R6年10月上旬</td><td>現場への進入、工事用地、管水路工接続、機器据付等</td></tr> </tbody> </table>	工 事 名	工 期	調整事項	令和4年度 和歌山平野農地防災事業 宮ノ前排水機場（調月導水路）その1 工事	R5. 8. 17～R6. 3. 13	現場への進入、工事用地等	令和5年度 和歌山平野農地防災事業 宮ノ前排水機場（調月導水路）ポンプ 設備設置工事（仮称）	R5年10月下旬～ R6年10月上旬	現場への進入、工事用地、管水路工接続、機器据付等	
工 事 名	工 期	調整事項									
令和4年度 和歌山平野農地防災事業 宮ノ前排水機場（調月導水路）その1 工事	R5. 8. 17～R6. 3. 13	現場への進入、工事用地等									
令和5年度 和歌山平野農地防災事業 宮ノ前排水機場（調月導水路）ポンプ 設備設置工事（仮称）	R5年10月下旬～ R6年10月上旬	現場への進入、工事用地、管水路工接続、機器据付等									
3 第三者に対する措置 (1) 騒音、振動対策	1) 騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 2) 特に住宅隣接箇所における構造物の取り壊し等に際しては、低騒音・低振動の機種を使用するものとする。 3) 工事の着手前及び施工時には、次表のとおり騒音・振動調査を実施するものとし、その調査結果について、監督職員が示す様式（騒音測定一覧表及び振動測定一覧表）により、速やかに監督職員に提出しなければならない。 なお、測定結果が下表に示す基準値を超える場合は、直ちに作業を中止し、監督職員と協議するものとする。										

項 目	内 容				摘要																														
	<table><tr><td></td><td>騒音レベル測定</td><td colspan="3">振動レベル測定</td></tr><tr><td>測定方法</td><td>特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）</td><td colspan="3">振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）</td></tr><tr><td>基準値</td><td>85dB</td><td colspan="3">75dB</td></tr><tr><td>測定日数</td><td colspan="4">工事着手前1日、工事実施中 各1日</td></tr><tr><td>測定地点</td><td>工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。</td><td colspan="3">工事実施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。</td></tr><tr><td>測定時間等</td><td>午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要騒音要因を適切に評価・記載するものとする。</td><td colspan="3">午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要振動要因を適切に評価・記載するものとする。</td></tr></table>					騒音レベル測定	振動レベル測定			測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）	振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）			基準値	85dB	75dB			測定日数	工事着手前1日、工事実施中 各1日				測定地点	工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	工事実施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。			測定時間等	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要騒音要因を適切に評価・記載するものとする。	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要振動要因を適切に評価・記載するものとする。			
		騒音レベル測定	振動レベル測定																																
	測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）	振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）																																
	基準値	85dB	75dB																																
	測定日数	工事着手前1日、工事実施中 各1日																																	
	測定地点	工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	工事実施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。																																
	測定時間等	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要騒音要因を適切に評価・記載するものとする。	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要振動要因を適切に評価・記載するものとする。																																
(2) 濁水処理対策	本工事の施工に伴い発生する汚濁水の処理について、沈殿対策等の処理が必要となった場合は、監督職員と協議のうえ適正な処理を行うものとする。																																		
(3) 境界対策	本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないように、十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルの生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。																																		
(4) 営農対策	本工事の隣接農地における営農に支障が出ないように配慮しなければならない。																																		
(5) 現場内への立入制限等	安全のため第三者の現場内への立入を制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。																																		
(6) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。																																		
	<table><tr><td>配置場所</td><td>交通誘導警備員</td><td>昼夜別</td><td>交代要員の有無</td><td>備 考</td></tr><tr><td rowspan="2">市道後島宮前線と市道小林宮ノ前線との交差点</td><td>1人/日</td><td>昼間</td><td>無</td><td>土砂・資機材搬出入時</td></tr><tr><td>1人/日</td><td>昼間</td><td>無</td><td>仮設進入路施工時（全面通行止め）</td></tr></table>				配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備 考	市道後島宮前線と市道小林宮ノ前線との交差点	1人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時	1人/日	昼間	無	仮設進入路施工時（全面通行止め）																	
配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備 考																															
市道後島宮前線と市道小林宮ノ前線との交差点	1人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時																															
	1人/日	昼間	無	仮設進入路施工時（全面通行止め）																															
(7) 交通対策	1) 工事用車両は、4 t 車相当までの進入が可能である。 2) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。 3) 工事用車両は、主要資材及び土砂の搬入出等において、車両からの流出、飛散等を防止しなければならない。 4) 工事用車両は、市道後島宮前線、小林宮ノ前線から出入りすることとお																																		

項 目	内 容	摘要								
	り、一般車両の往来に十分配慮しなければならない。 5) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合は、その補修工事を指示することがある。 工事現場周辺の一般道路や工事用車両が頻繁に通行する道路について、事前に路面状況等を記録しておくものとする。なお、受注者の責で道路を破損した場合は原形復旧を行うこととする。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。									
(8) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。									
(9) 防塵対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、防塵対策として工事用道路の散水は計画していないが、必要と想定される場合は、監督職員と協議するものとする。									
(10) 関係機関との調整	市道小林宮ノ前線（当施工区間内）の施工にかかる道路協議については現在協議中であり、工事着手までの成立を予定している。									
(11) 地上地下施設に対する安全対策	1) 受注者は、共通仕様書第3章第2節3－3－2（2）に示す架空線等の上空施設の調査を行い、監督職員に報告するものとし、架空線等上空施設の下を工事用車両等が通過する箇所では、高さ制限を確認する安全対策施設（簡易ゲート）の設置を行うものとする。ただし、安全対策施設について施工計画対策が不要な場合はこの限りではない。 なお、架空線等の安全対策に要する誘導員の配置や架空線の防護管を設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 受注者は、地下埋設物の埋設状況について関係機関の他、設計図書や監督職員からの情報を把握するものとする。なお、埋設物周辺では慎重な施工を行うものとする。また、新たに地下埋設物を発見した場合は共通仕様書第1章1－1－34に基づき監督職員に報告するものとする。 なお、円滑な施工を行うために試掘調査が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。									
4 調査										
(1) 平板載荷	構造物基礎地盤において、次のとおり調査を行い、地盤支持力を確認し、監督職員に報告しなければならない。 なお、以下の値を満たさない場合、又は地質が異なる場合は、監督職員と協議するものとし、以降の作業を行ってはならない。 <table><tr><td>位 置</td><td>設計地盤支持力</td><td>調査方法 (箇所数)</td><td>備 考</td></tr><tr><td>吸込水槽</td><td>74.1kN/m²</td><td>平板載荷試験 (1箇所・地盤改良後)</td><td>吸込水槽基礎部分</td></tr></table>	位 置	設計地盤支持力	調査方法 (箇所数)	備 考	吸込水槽	74.1kN/m ²	平板載荷試験 (1箇所・地盤改良後)	吸込水槽基礎部分	
位 置	設計地盤支持力	調査方法 (箇所数)	備 考							
吸込水槽	74.1kN/m ²	平板載荷試験 (1箇所・地盤改良後)	吸込水槽基礎部分							
5 照査	共通仕様書第1編1-1-3に基づく設計図書の照査を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。									
第5章 指定仮設										
1 工事用地等	1) 本工事に必要な借地範囲は別添図面に示すとおりであり、受注者は、この借地範囲に資材置場等を設置するものとする。									

項 目	内 容	摘要						
2 工事用道路	2) 耕地上に資材置場及び工事用道路造成等の盛土を行う場合は、土木シートを敷設するものとし、シート撤去時に盛土材等が耕地に飛散し復旧後の営農に支障を与えることのないよう、盛土の材料には良質な材料を使用するものとする。 3) 工事用地等の使用に先立ち、借地用地及び借地用地に近接する部分の地盤高さを10mメッシュの頻度で計測するものとし、測定した箇所は座標にて管理し、測定結果を監督職員に報告するものとする。 4) 工事用地等については、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。 工事用道路は、図面にに基づき設置しなければならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。							
3 水替工	1) 本工事における湧水量は、次のとおり想定している。 <table border="1"> <tr> <th>施設名</th><th>想定排水量</th><th>排水方法</th></tr> <tr> <td>吸込水槽</td><td>Qmax=6m³/hr未満</td><td>作業時排水</td></tr> </table> 2) 受注者は、現場での湧水量について、実態に基づき計測及びポンプ等の設置と現場施工状況管理を行い監督職員に報告するとともに、監督職員の確認を得るものとする。 3) ポンプ等による排水先は、宮前第一樋門を想定しているが、濁水等による処理が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 4) 調月水路からの常時排水は、既設導水路へ仮廻しすることを想定している。	施設名	想定排水量	排水方法	吸込水槽	Qmax=6m ³ /hr未満	作業時排水	
施設名	想定排水量	排水方法						
吸込水槽	Qmax=6m ³ /hr未満	作業時排水						
第6章 工事用地等								
1 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。							
2 工事用地等の使用及び返還	1) 工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。 2) 受注者は、工事用地等を監督職員の指示に基づき、適切に使用しなければならない。 3) 受注者は、使用条件に基づき必要な措置を講じたあと、監督職員及び土地の所有者の立会いのもと、土地使用補償契約に定める期間内に工事用地の返還を行うものとする。 なお、監督職員から要請があった場合は、「土地返還引受書」の徴集に協力するものとする。 4) 受注者は、工事用地の返還後、土地の所有者等から原形復旧について苦情等があった場合は、監督職員と協議の上、誠意を持って対応するものとする。							
3 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。							
第7章 工事用電力	本工事で使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。							

項 目	内 容		摘要																											
第8章 工事用材料																														
1 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得るものとする。 1) 石材及び骨材 クラッシュラン C-40 再生クラッシュラン RC-40 スクリーニングス 2) 鋼材 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295、SD345 JIS G 3112 鋼製グレーチング蓋 T-14 下水道用マンホール蓋 JIS A 5506 T-14 (蓋上部より「農業排水」、「農」、「紀の川市」の名を入れるものとする。) 3) コンクリート二次製品 U字フリューム JIS A 5318 RC床版 JIS A 5373 鉄筋コンクリートL型擁壁 JIS A 5372 プレキャストボックスカルバート JIS A 5372 4) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。 <table><tr><th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>W/C (%)</th><th>セメントの 種類による 記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>21</td><td>12</td><td>25</td><td>60 以下</td><td>BB</td><td>吸込水槽工 流入水路 二次コンクリート</td></tr><tr><td rowspan="2">無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25</td><td>65 以下</td><td>BB</td><td>基礎コンクリート 均しコンクリート 張りコンクリート</td></tr><tr><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>65 以下</td><td>BB</td><td>重力式擁壁 スラストブロック</td></tr></table> ※ 粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。 5) 舗装材 アスファルト乳剤 JIS K 2208 アスファルト混合物 再生密粒度アスファルト混合物 (13) 6) 管材 強化プラスチック複合管 (FRPM) 内圧5種 K-111A 両フランジ伸縮可とう管 (ゴム製) φ600 7) その他 土木安定シート (引張強度980N/5cm) 目地板 (ゴム発泡体・硬度20) 区画線 JIS K 5665 8) 木材 受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。			種類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用目的	鉄筋コンクリート	21	12	25	60 以下	BB	吸込水槽工 流入水路 二次コンクリート	無筋コンクリート	18	8	25	65 以下	BB	基礎コンクリート 均しコンクリート 張りコンクリート	18	8	40	65 以下	BB	重力式擁壁 スラストブロック
種類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用目的																								
鉄筋コンクリート	21	12	25	60 以下	BB	吸込水槽工 流入水路 二次コンクリート																								
無筋コンクリート	18	8	25	65 以下	BB	基礎コンクリート 均しコンクリート 張りコンクリート																								
	18	8	40	65 以下	BB	重力式擁壁 スラストブロック																								

項 目	内 容	摘要														
2 見本又は資料提出	1) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が指示した場合は、これに応じなければならない。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>石材及び骨材</td><td>試験成績書、粒度分布表</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>示方配合表、試験成績書</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>鋼材類</td><td>ミルシート</td></tr><tr><td>管材類</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>その他資材</td><td>カタログ、試験成績書等</td></tr></table>	材 料 名	提 出 物	石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表	コンクリート	示方配合表、試験成績書	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	鋼材類	ミルシート	管材類	カタログ、試験成績書	その他資材	カタログ、試験成績書等	
材 料 名	提 出 物															
石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表															
コンクリート	示方配合表、試験成績書															
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書															
鋼材類	ミルシート															
管材類	カタログ、試験成績書															
その他資材	カタログ、試験成績書等															
3 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>検査・試験項目</th><th>備 考</th></tr><tr><td>管 材</td><td>外観、寸法</td><td>搬入時抽出検査</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>〃</td><td>〃</td></tr></table>	材 料 名	検査・試験項目	備 考	管 材	外観、寸法	搬入時抽出検査	コンクリート二次製品	〃	〃						
材 料 名	検査・試験項目	備 考														
管 材	外観、寸法	搬入時抽出検査														
コンクリート二次製品	〃	〃														
第9章 施工																
1 一般事項																
(1) 基準点	本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すKBM1（H=27.015）及び図面範囲外のR4 KBM.1（H=23.451）であり、詳細については別途監督職員が指示する。 なお、基準点等の位置データは測地成果2011に対応したものである。															
(2) 中間技術検査	1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。															
(3) 既設構造物に対する措置	1) 本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。また、原形復旧する構造物については、既設構造物の形状、設置位置（座標による設置位置の記録）を確認し、監督職員に報告するものとする。 2) 施工中に設計図書に示していない構造物が発見された場合、必要に応じ、撤去・復旧を指示する場合がある。 3) 再利用する構造物がある場合は、慎重に取り扱うものとし、復旧まで現場内で保管するものとする。 なお、再利用が困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 4) 受注者は、本工事の施工時に再利用が可能な資材、有価物を確認した場合は、監督職員と協議するものとする。															

項 目	内 容		摘要																									
(4) 舗装切断に伴う排水等の処理	舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。																											
(5) 設計図書の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。																											
2 再生資源等の利用																												
(1) 建設副産物	受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示するものとする。また、発注者から請求があった時は、計画の実施状況を発注者に報告するものとする。																											
(2) 再生資材の利用	受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。 <table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td>使用箇所：基礎工、路盤工</td></tr></table>		資 材 名	規 格	備 考	再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所：基礎工、路盤工																				
資 材 名	規 格	備 考																										
再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所：基礎工、路盤工																										
3 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に報告しなければならない。 <table><tr><th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住 所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>コンクリート殻（有筋）</td><td>(株)中野建設</td><td>和歌山市西田井字下嶋501番地1他4筆</td><td>8:00 ～ 17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>コンクリート殻（無筋）</td><td>牧野商店（牧野禎穂）</td><td>和歌山県伊都郡九度山町九度山439番地</td><td>8:00 ～ 17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>アスファルト殻</td><td>司建設工業(株)風吹リサイクルセンター</td><td>岩出市押川字風吹水呑谷459番地1</td><td>8:00 ～ 17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>建設発生土（粘性土・改良土）</td><td>(株)ミナミ農園</td><td>岩出市今畑字横谷596番地の1他4筆</td><td>8:00 ～ 17:00</td><td>—</td></tr></table>		建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	コンクリート殻（有筋）	(株)中野建設	和歌山市西田井字下嶋501番地1他4筆	8:00 ～ 17:00	再資源化施設業者	コンクリート殻（無筋）	牧野商店（牧野禎穂）	和歌山県伊都郡九度山町九度山439番地	8:00 ～ 17:00	再資源化施設業者	アスファルト殻	司建設工業(株)風吹リサイクルセンター	岩出市押川字風吹水呑谷459番地1	8:00 ～ 17:00	再資源化施設業者	建設発生土（粘性土・改良土）	(株)ミナミ農園	岩出市今畑字横谷596番地の1他4筆	8:00 ～ 17:00	—	
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																								
コンクリート殻（有筋）	(株)中野建設	和歌山市西田井字下嶋501番地1他4筆	8:00 ～ 17:00	再資源化施設業者																								
コンクリート殻（無筋）	牧野商店（牧野禎穂）	和歌山県伊都郡九度山町九度山439番地	8:00 ～ 17:00	再資源化施設業者																								
アスファルト殻	司建設工業(株)風吹リサイクルセンター	岩出市押川字風吹水呑谷459番地1	8:00 ～ 17:00	再資源化施設業者																								
建設発生土（粘性土・改良土）	(株)ミナミ農園	岩出市今畑字横谷596番地の1他4筆	8:00 ～ 17:00	—																								
4 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><td rowspan="5">工程ごとの作業内容及び解体</td><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>		工程ごとの作業内容及び解体	工 程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用							
工程ごとの作業内容及び解体	工 程	作業内容		分別解体等の方法																								
	①仮設	仮設工事 ■有 □無		□手作業 ■手作業・機械作業の併用																								
	②土工	土工事 ■有 □無		□手作業 ■手作業・機械作業の併用																								
	③基礎	基礎工事 ■有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用																								
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																									
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																										

項 目	内 容				摘要
	方 法	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
5 土工 (1) 掘削	1) 掘削 ①吸込水槽廻り及び管水路路線の掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するものとする。 ②掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 ③法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。				
(2) 埋戻し及び盛土	吸込水槽廻り及び管水路路線の埋戻し及び盛土は、現場発生土を原則とする。区分毎の詳細は以下のとおりとする。 1) 構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度90%以上となるよう締固めを行わなければならない。 2) 路肩盛土等その他の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度90%以上となるよう締固めを行わなければならない。 3) 吸込水槽北側の二次製品大型フリームとL型擁壁との隙間は砂で水締めするものとする。				
6 基礎工	1) 基床部の不陸整正及び整形は、管を均一に支持できるように、浮き石等を除去して平滑に仕上げ、十分に締固めなければならない。 2) 基床部については、一層の仕上がり厚さが30cm程度になるようまき出し、締固め度90%以上となるよう締固めなければならない。 なお、基床部の締固めは振動ローラにより行うこととするが、締固めが困難な箇所はタンパ等により締固めなければならない。 3) 管側部については、管体に衝撃を与えないように基礎材を投入し、左右均等に一層の仕上がり厚さが30cm程度になるようまき出し、締固め度90%以上となるよう締固めなければならない。 なお、管側部の締固めはコンパクタ・ランマ等により行うこととするが、これらによる締固め不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。また、作業に当たり管外面を締固め機械で直接打撃しないよう、十分留意して施工しなければならない。				
7 地盤改良	固化材添加量は、次に示す改良強度を満足できるよう想定しているが、現地発生土を用いた室内配合試験を実施の上、監督職員の承諾を得るものとする。 現場条件や配合試験結果から工法変更等が必要な場合は監督職員と協議するものとする。				
	施工場所	改良工法等	固化材添加量	現場改良強度	
	ボックスカルバート工 (B2000×H1000)	浅層改良 (バックホウ混合)	50 kg/m3	80 kN/m2	
	ボックスカルバート工 (B2000×H1500)	浅層改良 (バックホウ混合)	50 kg/m3	70 kN/m2	
	擁壁工	浅層改良 (バックホウ混合)	60 kg/m3	90 kN/m2	

項 目	内 容				摘要					
	<table><tr><td>湿式柱状改良工</td><td>深層改良 (スラリー攪拌工法)</td><td>300 kg/m3</td><td>1000 kN/m2</td></tr></table>				湿式柱状改良工	深層改良 (スラリー攪拌工法)	300 kg/m3	1000 kN/m2		
湿式柱状改良工	深層改良 (スラリー攪拌工法)	300 kg/m3	1000 kN/m2							
8 管体工 (1) FRPM管	1) 割付図 施工に先立ち、管路の割付図（割付番号を含む）を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。 2) ゴム輪 ゴム輪の形状、寸法、取り付け位置、取り付け方法については、カタログ・資料を提出し監督職員の承諾を得なければならない。 3) 切 管 ① 切管の長さは、1.0m 以上とする。 ② 切管は、それぞれの管種に合わせた管端の処理をしなければならない。									
9 コンクリート工	生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行わせるものとする。 なお、発生する廃棄物は、ピットやベッセル等を設置し、受注者の責において処理するものとする。									
10 原形復旧工 (1) 耕地復旧	耕地の復旧に当たっては、圧密・沈下していることが予想されるため、設置した仮設備等の仮設物を撤去した後、事前に計測した床土高さを各地点で確認するものとし、床土高さが低くなっている場合は、監督職員と協議するものとする。									
(2) 路盤工・場内舗装工	路盤は、再生砕石（RC-40）を均一に敷均し、施工条件に合った機械により、施工管理基準別表第 3 品質管理2.土質関係の道路工（2）路盤工の施工に規定する現場密度となるよう締固めなければならない。なお、施工場所毎の路盤厚は次のとおりとする。 <table><tr><td>施工場所</td><td>路盤厚（mm）</td></tr><tr><td>市道小林宮ノ前線（下層路盤）</td><td>150</td></tr><tr><td>管理用道路</td><td>100</td></tr></table>				施工場所	路盤厚（mm）	市道小林宮ノ前線（下層路盤）	150	管理用道路	100
施工場所	路盤厚（mm）									
市道小林宮ノ前線（下層路盤）	150									
管理用道路	100									
(3) 路盤工（市道）	上層路盤は、粒度調整砕石（M-30）を均一に敷均し、施工条件に合った機械により、施工管理基準別表第 3 品質管理2.土質関係の道路工（2）路盤工の施工に規定する現場密度となるよう締固めなければならない。なお、施工場所毎の路盤厚は次のとおりとする。 <table><tr><td>施工場所</td><td>路盤厚（mm）</td></tr><tr><td>市道小林宮ノ前線</td><td>100</td></tr></table>				施工場所	路盤厚（mm）	市道小林宮ノ前線	100		
施工場所	路盤厚（mm）									
市道小林宮ノ前線	100									
(4) 舗装工	1) アスファルト舗装 ① マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。 表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤PK-3）120 ㍑/100㎡以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。 ② 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。									

項 目	内 容	摘要									
第10章 施工管理 1 主任技術者等の資格 2 工程管理 3 六価クロム溶出試験 4 構造物品質確認調査	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。 受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。 本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出しなければならない。 なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。 また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象工種</th><th>対象工法</th><th>配合試験段階 検体数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地盤改良工（浅層改良）</td><td>混合処理工法</td><td>1 検体</td></tr> <tr> <td>地盤改良工（深層改良）</td><td>混合処理工法</td><td>1 検体</td></tr> </tbody> </table> 本工事で施工する吸込水槽については、土木構造物の品質を確保するため、テストハンマーによる強度推定調査及び、ひび割れ発生状況調査を行い、監督職員に報告しなければならない。 1）強度推定調査の方法は次によるものとする。 ① 調査頻度は、底版、側壁、頂版で各箇所につき3箇所の調査を実施し、所定の強度が確保できているか確認しなければならない。 なお、受注者は、事前に調査計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。 ② 調査の結果、所定の強度が得られない場合には、その原因を追及するとともに、その箇所の周辺において再調査を5箇所実施し、結果を監督職員に報告しなければならない。 ③ 測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施するものとする。 ④ 測定結果によっては、コアを採取し、圧縮強度試験を行うこともある。 ⑤ 実施時期、位置など詳細については、監督職員と打合せを行うものとする。 なお、調査票については別途指示するものとする。 2）ひび割れ発生状況調査は次により実施しなければならない。 ① 構造物完成後、0.2mm以上のひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。 なお、調査の結果、有害と思われるひび割れについては、その原因を追及するとともに、対処方法について監督職員と協議するものとする。 ② 調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。 なお、調査票は完成検査時に提出しなければならない。 本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主	対象工種	対象工法	配合試験段階 検体数	地盤改良工（浅層改良）	混合処理工法	1 検体	地盤改良工（深層改良）	混合処理工法	1 検体	
対象工種	対象工法	配合試験段階 検体数									
地盤改良工（浅層改良）	混合処理工法	1 検体									
地盤改良工（深層改良）	混合処理工法	1 検体									
第11章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主										

項 目	内 容	摘要
第12章 公共事業関係調査に対する調査 第13章 その他 1 電子納品 2 週休2日による施工	な事項は、次のとおりである。 1) 土 質 2) 転石の出現 3) 湧水及び地下水の噴出 4) 予想できなかった騒音及び交通規制 5) 第三者による事業の妨害 6) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 7) 関係機関との協議 8) その他監督職員が認めた事項 本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。 工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-RまたはBD-R）正副2部 (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることで、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。	

項 目	内 容	摘要																								
3 1日未満で完了する作業の積算	③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。																									
	④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。																									
	⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。																									
	(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。																									
	(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。																									
	①補正係数																									
	<table><tr><td></td><td>4週8休以上</td><td>4週7休以上 4週8休未満</td><td>4週6休以上 4週7休未満</td></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5%（8日/28日）以上</td><td>25%（7日/28日）以上28.5%未満</td><td>21.4%（6日/28日）以上25%未満</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.09</td><td>1.07</td><td>1.05</td></tr></table>		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上	25%（7日/28日）以上28.5%未満	21.4%（6日/28日）以上25%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02	現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05	
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																						
	現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上	25%（7日/28日）以上28.5%未満	21.4%（6日/28日）以上25%未満																						
	労務費	1.05	1.03	1.01																						
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																							
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02																							
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05																							
②補正方法																										
当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。																										
なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。																										
ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。																										
また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。																										
(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。																										
	<table><tr><th rowspan="2">名 称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">補正係数</th></tr><tr><th>4週8休以上</th><th>4週7休以上 4週8休未満</th><th>4週6休以上 4週7休未満</th></tr><tr><td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr></table>	名 称	区分	補正係数			4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01												
名 称	区分			補正係数																						
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																						
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01																						
	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。																									
	本項目に関する積算基準は、 URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf を参照。																									

項 目	内 容	摘要
4 熱中症対策に係る費用の計上 第14章 定めなき事項	2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 (1) 本工事は、次の熱中症対策を実施する場合のリース費用等を設計変更により対応する施行工事である。 1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る） 2) ドライミスト 3) 暑さ指数（WBGT値）の計測装置 (2) (1)の熱中症対策を実施する受注者は、施工計画書に熱中症対策の内容を記載し、監督職員へ提出する。 (3) 設置期間等については、気象庁の過去の気象データ検索サイト（URL：https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）における、工事現場から最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設定するが、これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。 この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	